



新型コロナウイルスが5類感染症に引き下げられ 医療費の費用負担などが変更になります

5月8日(月)に、新型コロナウイルスの感染症法上の取り扱いが「2類感染症相当」からインフルエンザなどと同じ「5類感染症」に引き下げられ、医療費の費用負担などが変更されます。

5類感染症移行による取り扱いなどの主な変更点

対応	現在 (5月7日(日)まで)	移行後 (5月8日(月)から)
感染時等の自宅待機 (外出制限)	・陽性となった人⇒7日間 ・濃厚接触者⇒原則5日間	法に基づく外出制限なし
医療費等の費用負担 (医療機関受診時の 検査、外来・入院医 療、コロナ治療薬)	自己負担なし	原則自己負担 ※入院費用は一部自己負担、コロナ治療 薬は自己負担なし(令和5年9月まで)。
宿泊療養施設・食料 などの支援	・ホテル等の隔離施設の提供 ・買い物困難者への食料支援	廃止

発熱等の症状がある場合

重症化リスクがある人や症状がきつく診察を受けたい人は、次の方法で医療機関を受診してください。

- かかりつけ医がある人は、電話で相談の上、受診してください
- かかりつけ医がない人は、長崎県受診・相談センター(☎0120-071-126)に相談してください

※日頃から自主検査キットの活用や市販薬を備蓄するなど、医療機関の負担軽減にご協力をお願いします。



市ホームページ
(新型コロナウイルス感染症関連情報)

☎新型コロナウイルス感染症特別対策室 ☎24-1111

新型コロナワクチン接種 令和5年春接種

5月から市内の個別医療機関で、一部の方を対象に新型コロナウイルスワクチンの接種を行います。

期間 5月8日(月)～8月31日(木)

会場 市内の医療機関(約120機関) ※要予約。

対象 次のいずれかに該当する人

- 65歳以上で初回接種が終了し、最後の接種から3カ月以上経過した人
- 5～64歳で次に該当する人
 - ・基礎疾患などを有する人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人
 - ・医療機関、高齢者施設、障がい者施設などの従事者

費用 自己負担なし

接種券 65歳以上で初回接種が終了した人と60歳未満で5回目接種が終了した人に順次発送しています
※対象で接種券が届かなかった人や、60～64歳で②に該当する人は、佐世保市ワクチン接種コールセンターへ連絡してください。



市ホームページ
(ワクチン接種)



ワクチン接種
予約サイト

☎佐世保市ワクチン接種コールセンター ☎0570-022-558

3月定例会市議会で可決等された主な議案

3月定例会市議会(2月24日～3月20日)で可決等された45議案の中から、主な議案の概要をお知らせします。

主な条例・一般議案

- 佐世保市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正の件
子どもの福祉医療費の助成対象を、小・中学生までから18歳の年度末までに拡大するもの
☎子ども支援課 ☎24-1111
- 佐世保市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の件
電子証明書の発行の申請受け付け等に係る事務を取り扱う郵便局を指定するもの
☎戸籍住民窓口課 ☎24-1111

補正予算(令和4年度)

国の補正予算を受け実施するものや、新型コロナウイルス感染症対策として実施するものなど、一般会計および特別会計5会計で補正を行いました。

一般会計補正予算の主な内容

- ①国の補正予算によるもの(社会福祉施設整備補助事業

費など11件) 15億4950万円

- ②国の「電気・ガス・食料品等価格高騰対策」によるもの(貨物自動車運送事業者等燃油価格高騰対策支援事業費1件) △4129万円
 - ③新型コロナウイルス感染症対策によるもの(養殖業育成事業費など3件) △1259万円
 - ④災害関連(土木施設災害復旧費1件) 2034万円
 - ⑤その他(基金造成費など12件) 43億2914万円
- 特別会計補正予算の主な内容(5会計分)
- ①基金造成費など10件 7億9111万円

会計	補正額	補正後の予算額
一般	58億4510万円	1348億4548万円
特別	7億9111万円	885億3921万円

☎財政課 ☎24-1111

4月から市役所の組織が一部変わりました

政策課題への適切な対応と、より効率的で効果的な行政サービスを提供するため、組織再編を行いました。

項目	内容
「市史編さん室」の新設	市民の郷土への誇りと愛着の醸成を図るため、また今後の市政推進に資する資料として市制125年史を発行するにあたり、一連の業務を担う部署を新設
「宇久家畜診療所」の所管変更	宇久地区内の家畜の診療、疾病予防などの業務を担う「宇久家畜診療所」について、畜産業の振興および発展を図るという施設本来の設置目的を鑑み、所管を宇久行政センター産業建設課から農林水産部農政課へ変更
「地域福祉推進室」の新設など	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制への移行準備などに対応するため、保健福祉政策課の準課として「地域福祉推進室」を新設する他、「地域連携準備室(準課)」の廃止、保健福祉政策課の「総務係」「企画係」を「総務企画係」に再編
水道局の組織・機構見直し	水道事業および下水道事業の継続に向けて、経営戦略策定を見据えた事業運営の推進などを図るための組織再編 ・「水源対策・企画課」の見直しを行った上で「経営企画課」へ改称 ・「水道計画建設課」の新設 ・「基幹施設建設室(準課)」の廃止 ・「水道整備課」の見直しを行った上で「水道管路整備課」へ改称 ・「IR推進室(準課)」の新設

☎行財政改革推進局 ☎24-1111

市職員採用試験(通常枠)

試験日 6月18日(日)
試験会場 長崎国際大学
受付期間 5月1日(月)～31日(水)
応募方法 ぴったりサービス(電子申請)にて

試験職種	採用予定
事務職(大学)	20人程度
事務職(社会福祉士)	3人程度
土木(大学・UJI)	10人程度
建築(大学・UJI)	5人程度
造園(大学)	1人程度
薬剤師	1人程度
幼稚園教諭	1人程度
獣医師	4人程度

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ
(市職員採用試験)

職員課 ☎ 24-1111

要配慮者利用施設に 防災ラジオを無償で貸し出します



対象 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設など)
申込方法 オンライン申請システムから申し込んでください
受取方法 申し込み受け付けから約1カ月後に受け取り可能日をメールで連絡します。受け取り可能日以降に、防災危機管理局でラジオを受け取ってください
 ※受け取りの際は、身分証等(名札でも可)を持参してください。
 ※詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ
(防災ラジオ)

防災危機管理局 ☎ 24-1111

西九州自動車道4車線化工事に伴う 県道11号の夜間通行止め区間が変わります

西九州自動車道の4車線化工事に伴う佐世保中央IC～佐世保みなとIC間の橋梁^{きょうりょう}拡幅工事が令和3年9月から順次行われています。安全かつ効率的に工事を行うため、平日に西九州自動車道と県道11号(西九州自動車道高架下)の「夜間通行止め」を随時実施していますが、工事の^{しんちよく}進捗に伴い、県道11号の夜間通行止め区間が変わりますので、ご理解とご協力をお願いします。

期間 令和8年5月まで
場所 【県道11号(西九州自動車道高架下)】
 平瀬交差点～競輪場前交差点
 【西九州自動車道】
 佐世保中央IC～佐世保みなとIC
 ※県道11号では緊急車両や沿線にお住まいの皆さんの通行帯を確保します。
 ※西九州自動車道の佐々IC～佐世保中央IC間、佐世保みなとIC～佐世保大塔IC間は通行できます。
 ※通行する場合は国道35号への迂回^{うかい}をお願いします。

路線	交差点間または区間	通行止め期間
県道11号	①平瀬交差点～ ②塩浜交差点	令和3年9月ごろ～ 令和5年7月ごろ ※令和5年8月以降も数時間の通行止めを実施する日があります。
	②塩浜交差点～ ③競輪場前交差点	令和5年5月ごろ～ 令和8年5月ごろ
西九州自動車道	佐世保中央IC～ 佐世保みなとIC	令和3年9月ごろ～ 令和8年5月ごろ

※通行止めの時間帯は、土・日曜、祝日を除く20時～翌朝6時です。

※作業内容によっては、隣接の交差点でも夜間通行止めを実施する時間帯があります。

詳しくはNEXCO西日本の工事特設WEBサイトをご覧ください。



NEXCO西日本
工事特設WEBサイト

オンラインサービス「おくやみ 手続きガイド」を開始しました

死亡後に必要な手続きは、亡くなられた方や遺族の状況に応じて異なります。本市では、身近な方が亡くなった後の手続きの負担を軽減するため、「おくやみコーナー」や「おくやみハンドブック」を昨年導入しました。今回新たにスマートフォンやパソコンなどから必要な手続きを調べることができる「おくやみ手続きガイド」を3月から開始しましたのでおくやみコーナーを予約できない時などに、どうぞご利用ください。

内容 質問に回答することで、必要な手続きや、手続きの窓口、持参するものなどを案内します



おくやみ手続きガイド

戸籍住民窓口課 ☎ 24-1111

樋口川洪水ハザードマップを 配布しています

近年、全国各地で集中豪雨による浸水被害などが発生しています。本市では、万が一の洪水の発生に備え、樋口川で想定される最大規模雨量に対し、洪水による浸水が予想される範囲や深さ、洪水時の避難場所、避難時の危険箇所などを示した洪水ハザードマップを作成しました。いざというときに適切な行動がとれるよう、日頃からハザードマップを活用し、避難場所や危険箇所を確認しておきましょう。

配布 対象地区に住む世帯には、5月中に送付します。その他、河川課や各支所でもお渡しできます

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ
(洪水ハザードマップ)

河川課 ☎ 24-1111



NEXCO西日本佐世保工事事務所(昼間) ☎ 59-8777

NEXCO西日本お客さまセンター(24時間対応) ☎ 0120-924-863

土木政策課 ☎ 24-1111